

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正について

1 趣旨

県は、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（以下「条例」という。）により、水質汚濁防止法等の規制対象を広げて（横出し）公害規制を行っている。

同条例施行規則（以下、「規則」という。）で定めている基準値は関係法令で定める基準値を準用しており、今般、水質汚濁防止法に係る排水基準が改正されたことから、規則で定める排水基準を改正するもの。

2 生活環境保全条例施行規則の改正点

○排水基準（条例第 23 条、規則別表第 9 関係）

項目名	現行	改正案	水質汚濁防止法に基づく排水基準
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	<u>0.1 mg/L 以下</u>	0.1 mg/L 以下

なお、現時点では、トリクロロエチレンを含む排水を排水している事業場は無い。

3 関係法令の改正内容

○水質汚濁防止法関係

ア 改正内容：トリクロロエチレンの排水基準を 0.3mg/L から 0.1mg/L に改正。

イ 改正経緯：平成 26 年 11 月にトリクロロエチレンの水質環境基準が 0.03mg/L から 0.01mg/L に改正されたため、水質汚濁防止法に基づく排水基準の見直しが行われたもの。

＜参考＞ 基準値改正経緯

H22.09.02 食品健康影響評価の結果、TDI が 1.46 μ g/kg 体重/日と通知。

H23.04.01 食品影響評価の結果を受けて、水道水質基準を 0.03mg/L から 0.01mg/L に改正。

H26.11.17 水質環境基準及び地下水環境基準が改正。

H27.10.21 水質汚濁防止法に係る排水基準が改正。

改正前			改正後		
別表第9(第18条関係) 康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準			別表第9(第18条関係) 健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準		
番号	健康有害物質の種類	許容限度	番号	健康有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム	1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
2	シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム	2	シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき1ミリグラム	3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき1ミリグラム
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム	4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
5	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.5ミリグラム	5	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.5ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.1ミリグラム	6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.1ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム	9	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.3ミリグラム	10	トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム	12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム	13	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム	14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム	15	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム	17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム	18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム

改正前			改正後		
19	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム	19	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
20	チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム	20	チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
21	シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム	21	シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
22	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム	22	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
23	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム	23	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム	24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム	25	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム	26	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
28	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム	28	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム
備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の概要

平成27年9月

水・大気環境局

水環境課

土壌環境課地下水・地盤環境室

1. 水質汚濁防止法施行規則の一部改正及び排水基準を定める省令の一部改正

- 平成26年11月、トリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更された。
(0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更)
- これを受け、トリクロロエチレンの排水基準を0.3mg/Lから0.1mg/Lとし(排水基準を定める省令の一部改正)、地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を0.03mg/Lから0.01mg/Lとする(水質汚濁防止法施行規則の一部改正)。

2. 経過措置

(1) 新基準の適用時期

本改正省令に基づくトリクロロエチレンの新排水基準は、本改正省令施行日以後に新たに特定事業場となる事業場には、施行後直ちに適用されるが、本改正省令施行の際現に特定施設を設置(設置の工事を行っているものを含む。)している特定事業場については、本改正省令施行の日から6月間(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間)は適用せず、従前の排水基準が適用されることとする。

(2) 罰則

以下の行為に対する罰則の適用については、従前どおりとする。

- ① 本改正省令の施行前にした行為
- ② 2.(1)により従前の排水基準が適用される場合における本改正省令施行後にした行為

3. スケジュール

公布日：平成27年9月18日

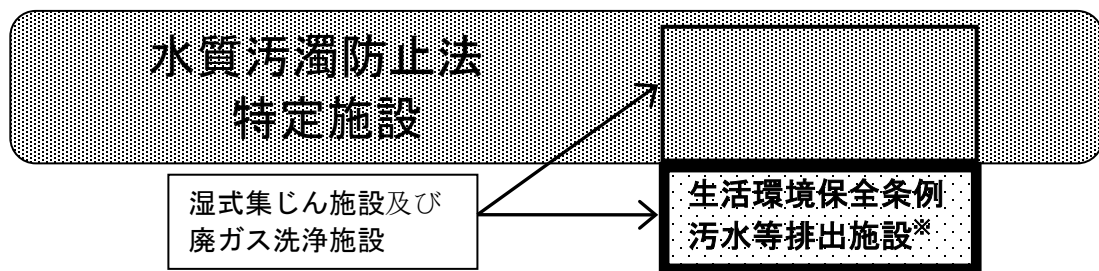
施行日：平成27年10月21日

1 水質汚濁防止法と生活環境保全条例の棲み分けについて

水質汚濁防止法において有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれのある汚水又は廃水を排出する施設として「特定施設」が規定されており、条例においては同様にそうした施設を横出しで規定し、水質汚濁防止法との区別を図るために「汚水等排出施設」と称している。

本県の条例では、汚水等排出施設として「湿式集じん施設」及び「廃ガス洗浄施設」を対象としている。

当該2施設は、水質汚濁防止法の特定施設においても、業種指定（鉄鋼業、医薬品製造業、プラスチック製造業等）を行ったうえで規定されているが、本県の条例においては、指定された業種以外の業種において設置された施設についても同様に規制を行い、水環境の保全を図ってきたもの。



対象施設	水質汚濁防止法	生活環境保全条例	主な届出施設【条例】
湿式集じん施設	施行令別表1で定める業に該当するものに限る 例) 化学肥料製造業、医薬品製造業等	業種指定なし (水質汚濁防止法施行令別表1で定めるものを除く。)	カントリーエレベーター、ライスセンター、アスファルトプラント
廃ガス洗浄施設	施行令別表1で定める業に該当するものに限る 例) 化学肥料製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業	業種指定なし (水質汚濁防止法施行令別表1で定めるものを除く。)	
(参考)入浴施設	旅館業の用に供する施設	なし	法で規定されているため条例で規制しない。

2 排水基準について

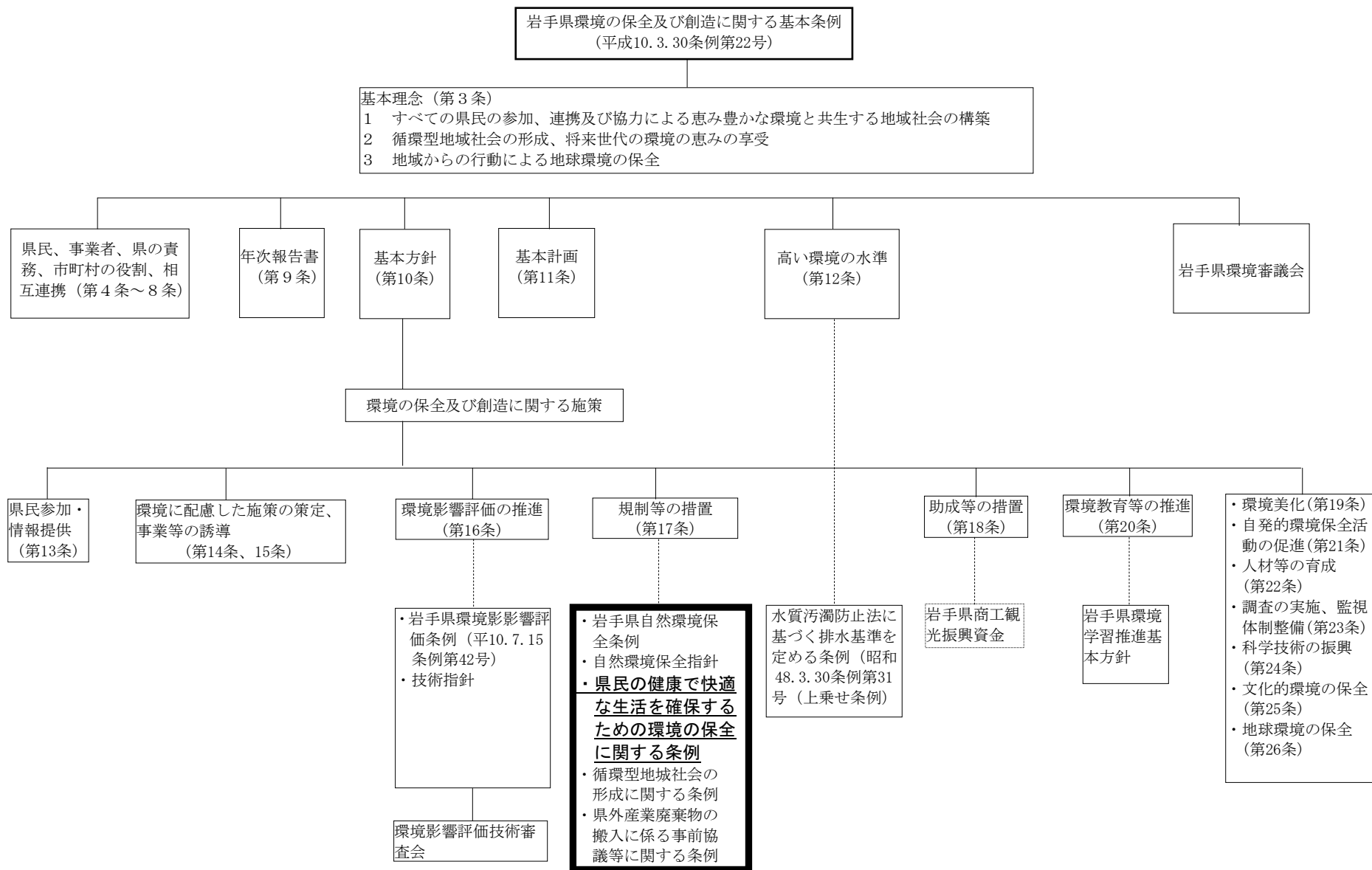
汚水等特定施設を設置する工場、事業場から公共用水域に排出される水の汚染状態に係る基準である。

なお、現時点では、トリクロロエチレンを含む排水を排水している汚水等特定事業場は無い。

<用語解説>

水質汚濁防止法の用語	定義	条例上の表現
特定施設	有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で政令で指定されたもの	汚水等排出施設
特定事業場	特定施設(指定地域特定施設を含む)を設置する工場、事業場	汚水等特定事業場
排水	特定事業場から公共用水域に排出される水	法と同じ
排水基準	排水の汚染状態(熱によるものを含む)について、環境省令で定めるもの 排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目について、項目ごとに定める許容限度とする。	法と同じ
有害物質	人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質	健康有害物質

岩手県における環境保全体系図



県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例体系図

(平成13. 12. 21条例第71号)

